



平成12年8月17日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所3，4号機増設計画に係る「環境影響評価方法書」に対する
通商産業大臣からの勧告について

当社は、平成12年2月22日、敦賀発電所3，4号機増設計画について、環境影響評価法及び電気事業法に基づく「環境影響評価方法書」を通商産業大臣宛に届出ておりましたが、本日、通商産業大臣より、「環境影響評価方法書」に係る勧告（別紙）を頂きましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、本日の通商産業大臣からの勧告及び福井県知事からの意見などを踏まえ、十分に検討のうえ「環境影響評価準備書」を作成し、出来るだけ早い時期に提出したいと考えております。

今後とも、関係ご当局をはじめ地元の皆様のご理解、ご協力が得られるよう努力して参る所存です。

以上

「環境影響評価方法書」に係る勧告 別紙（1/3）

「環境影響評価方法書」に係る勧告 別紙（2/3）

「環境影響評価方法書」に係る勧告 別紙（3/3）

「環境影響評価方法書」に係る勧告

別紙（1/3）



(別紙)

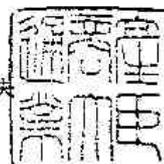
平成12・02・22資第3号

平成12年8月17日

日本原子力発電株式会社

取締役社長 鷺見 慎彦 殿

通商産業大臣 平沼 赳夫



日本原子力発電株式会社敦賀発電所3、4号機増設計画に係る環境影響評価方法書に対する勧告について

平成12年2月22日付け開発第6号で届け出のあった敦賀発電所3、4号機増設計画に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）について、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法について下記のとおり勧告する。

また、環境影響評価法第10条第1項の規定に基づく福井県知事からの意見は、別紙のとおりである。

記

提出のあった方法書を基に事業特性の把握、地域特性の把握を行った上で、環境影響評価法第10条第1項の都道府県知事の意見を勘案するとともに、電気事業法第46条の6第2項の規定による届出に係る環境影響評価法第8条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮して審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることを確保するため、事業者においては、以下に示す事項を踏まえ、適切に環境影響評価を実施されたい。

1. 環境影響評価項目について

- (1) ばい煙発生施設を設置することにより、ばい煙による大気環境への影響が懸念される場合には、項目を選定すること。



(2) 発電所の稼働に伴う水環境の影響については、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について調査を行った上で、必要な項目について予測及び評価を行うこと。

(3) 冷却水中に付着生物防止剤を注入せざるを得ない場合は、その理由等を明確にした上で、海域に生息する動植物の生息及び生育への影響の程度について、予測及び評価を行うこと。

(4) 埋立工事に用いる土砂については、あらかじめ溶出試験を実施し、その結果、有害物質が水質に影響を及ぼすおそれがある場合には、その影響について予測及び評価の対象とすること。

2. 調査、予測及び評価手法について

(1) 事業実施区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種に指定されているハヤブサ、「哺乳類及び鳥類のレッドリスト」で絶滅危惧Ⅱ類に指定されているヒナコウモリなどの生息が確認されており、建設機械の稼働、切土工事、埋立工事及び発破工事等が、これらの重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼすことが懸念されるため、その影響について予測及び評価の対象とすること。また、植物の重要な種及び重要な群落への影響についても、同様に、予測及び評価の対象とすること。

(2) 動物の重要な種及び注目すべき生息地、植物の重要な種及び重要な群落、地域を特徴づける生態系の注目種等の選定に当たっては、文献等による調査及び現地調査の結果を踏まえるとともに、その選定理由を明らかにすること。

(3) 動植物の調査及び予測に当たっては、既設2号機の設置に伴い創成した緑地における長期間の植物の生育状況を十分考慮するとともに、創成した緑地及びその周辺の自然環境における動植物の生息及び生育状況を考慮して、予測及び評価を行うこと。

(4) 海域の調査に当たっては、既設2号機の環境影響評価に係る長期間の観測結果を有していることから、当該結果と現地調査により得られた結果とを比較することにより当該海域の状況を十分に把握する必要がある。さらに、保全措置の検討に当たっては、これらの結果を反映すること。



- 5) 工事の実施に伴う大気環境への影響の予測及び評価に当たっては、相当数の作業船などの船舶が長期間工事を行うことも考えられることから、船舶から排出されるばい煙の影響についても十分考慮し、船舶からのばい煙の発生による大気環境への影響が懸念される場合には、予測及び評価を行うこと。
- (6) 道路交通による騒音及び振動の影響については資材等の搬出入の輸送経路沿いに多数の海水浴場が点在し、夏期には交通量が增大することから、予測及び評価の前提となる現況値として年間の変動を把握した上で、予測及び評価を行うこと。
- (7) 事業実施区域周辺には、変化に富んだ自然海岸が存在していることから、護岸、防波堤及び埋立地の存在などにより、周辺海域における流況が著しく変化する場合には、海岸線の浸食及び土砂等の堆積による影響に留意し、必要な項目を追加すること。
- (8) 主要な眺望点の選定に当たっては、対象事業実施区域周辺の4地点を景観調査地点として選定しているが、眺望地点として国定公園の利用計画上の施設及び対岸の道路などが存在するため、そこからの眺望についても検討し、主要な眺望点が存在する場合には調査地点に追加すること。